

○長野原町町営住宅管理条例施行規則

令和5年9月7日

規則第18号

長野原町町営住宅管理条例施行規則(平成9年規則第14号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この規則は、長野原町町営住宅管理条例(平成9年条例第25号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(入居の手続)

第2条 条例第5条の入居の資格のある者で住宅に入居しようとする者は、町営住宅入居申込書(様式第1号)に必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申込書の記載事項について、入居者資格の調査上必要なときは、必要な書類の提出及び提示を求めることができる。

(入居者の資格等)

第3条 条例第5条第2号アの規則で定める場合は、次の各号の一に該当する場合とする。

(1) 入居者又は同居者に次のいずれかに該当する者がある場合

ア 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者で、その障害の程度が次に掲げる障害の種類に応じそれぞれ次に定める程度であるもの

(ア) 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度

(イ) 精神障害(知的障害を除く。以下同じ。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度

(ウ) 知的障害 (イ)に規定する精神障害の程度に相当する程度

(エ) 難病等(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第1条に規定する特殊の疾病をいう。以下

同じ。)による障害 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第4条第1項の規定により厚生労働大臣が定める程度

イ 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2に規定する程度又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの

ウ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けているもの

エ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

オ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

(2) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(3) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

(選考入居の基準)

第4条 条例第8条第2項に規定する規則で定める者は、次に掲げるものとする。

(1) ひとり親世帯 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子であつて、同条第3項に規定する児童を扶養し、かつ、現にこれと同居し、又は同居しようとする者の世帯をいう。

(2) 高齢者世帯 入居者が60歳以上の者及びその親族で次のいずれかに該当する者のみからなる世帯をいう。

ア 60歳以上の配偶者

イ 18歳未満の者

ウ 身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める4級以上の障害があり、か

つ、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に記載されている者

エ 児童相談所長又は心身障害者福祉センター所長により重度又は中度の知的障害と判定された者

オ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳に記載されている者

カ 60歳以上の者

(3) 身体障害者世帯 入居の申込みをした者又は現にこれと同居し、若しくは同居しようとする親族が次のいずれかに該当する世帯をいう。

ア 恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は別表第1号表ノ3に定める第1款症の障害があり、かつ、戦傷病者特別援護法第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けた者

イ 身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める4級以上の障害があり、かつ、身体障害者福祉法第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に記載されている者

ウ 児童相談所長又は心身障害者福祉センター所長により重度又は中度の知的障害と判定された者

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に定める1級又は2級の障害があり、かつ、精神保健及び精神障害福祉に関する法律第45条第2項の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳に記載されている者

(入居請書の提出)

第5条 入居の決定を受けた者は、通知を受けた日から10日以内に町営住宅入居請書(様式第2号)を町長に提出しなければならない。

(身元引受人の変更)

第6条 前条に規定する請書に記載された身元引受人に変更があったときは、入居者は直ちに身元引受人変更承認願(様式第3号)を提出して、町長の承認を得なけ

ればならない。

(同居の承認)

第7条 町長は、次の号のいずれかに該当するときは、条例第11条に規定する同居を承認してはならない。

(1) 当該承認による同居の後における当該町営住宅の入居者に係る収入が、条例第5条第2号に規定する金額を超える場合

(2) 当該町営住宅の入居者が、条例第41条第1項第1号から第6号までのいずれかに該当する場合

2 町長は、当該町営住宅の入居者が病気にかかっていること、その他特別な事情により当該町営住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させることが必要であると認める時は、前項の規定にかかわらず、条例第11条に規定する同居を承認することができる。

3 町営住宅の入居者は、条例第11条に規定する同居の承認を得ようとするときは、町営住宅同居許可申請書(様式第4号)に必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

(入居の承継の承認)

第8条 町長は、次の各号の一に該当するときは、条例第12条に規定する入居の承継を承認してはならない。

(1) 当該承認を受けようとする者が入居者と同居していた期間が1年に満たない場合(当該承認を受けようとする者が当該入居者の入居時から引き続き同居している親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)である場合を除く。)

(2) 当該承認を受けようとする者に係る当該承認の後における収入が政令第9条第1項に規定する金額を超える場合

(3) 当該町営住宅の入居者が、条例第41条第1項第1号から第6号までのいずれかに該当する場合

2 前条第2項の規定は、前項の規定する承認について準用する。

3 町営住宅の入居者は、条例第12条に規定する入居の承継の承認を得ようとするときは、町営住宅入居承継承認申請書(様式第5号)に必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

(収入の申告等)

第9条 入居者は、条例第14条第1項の規定に基づき前年の1月1日から12月31日までの収入に関し、収入に関する申告書(様式第6号)に必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、入居者に対して認定収入額及びこれに基づく家賃の額を家賃通知書(様式第7号)により通知するものとする。

3 条例第14条第4項の規定により意見を述べようとする町営住宅の入居者は、収入認定に対する意見書(様式第8号)にその理由を証する書類を添えて、家賃通知書又は家賃更正通知書(様式第9号)が到達した日から60日以内に町長に申し出なければならない。

4 町長は、条例第14条第4項に規定する更正をしたときは、家賃更正通知書により当該入居者に通知するものとする。

(家賃又は敷金の減免基準等)

第10条 条例第15条に規定する家賃(条例第30条第1項及び条例第32条第1項に規定する家賃を含む。以下この条及び次条において同じ。)の減免若しくは徴収の猶予又は条例第18条第2項に規定する敷金の減免若しくは徴収の猶予は、次の各号の一に該当する者で、町長が必要と認めるものに対して行うものとする。

(1) 入居者(同居者を含む。以下この条において同じ。)の収入(所得税法(昭和40年法律第33号)に規定により課税対象となる過去1年間における収入及び非課税とされている年金・給付金等の収入を基礎として、政令第1条第3号の規定に準じて算出したものをいう。以下この条において同じ。)が政令第2条第2項に規定する収入の区分のうち最下位に区分される収入の額(以下この条において「基準額」という。)の2分の1以下であること。

(2) 入居者が病気にかかり長期にわたって療養する必要が生じ、又は災害によ

り容易に回復し難い損害を受けることにより、これらのために必要な経費として町長が認定する費用の月額を前号の定める収入の額から控除した場合において、入居者の収入が同号の基準額の2分の1以下であること。

(3) その他特別の事情があること。

- 2 家賃又は敷金の減額をする場合においては、次の表の左欄に掲げる基準額に対する収入の額の(前項第2号に該当する場合は、町長が該当病気、災害により必要と認定した費用の月額の収入の額から控除した額)の割合に応じ、同表の右欄に掲げる減額割合を該当家賃又は該当敷金に乗じて得た額の範囲内において行うものとする。

基準額に対する収入額の割合	減額割合
基準額の10分の2以下の場合	10分の5
基準額の10分の3以下の場合	10分の4
基準額の10分の4以下の場合	10分の3
基準額の10分の5以下の場合	10分の2

- 3 町長は、前項の規定にかかわらず、生活保護法(昭和25年法律第144号)による住宅扶助を受けている入居者に対しては、当該住宅の家賃をその住宅扶助に相当する額に減額することができる。

- 4 町長は、第1項各号のいずれかに該当する入居者のうち収入のない者その他特別な事情があると認められる者に対しては、当該家賃又は敷金の全部又は一部を免除することができる。

- 5 家賃若しくは敷金の減免又は家賃若しくは敷金の徴収の猶予の期間は、1年を超えない範囲内において町長が相当と認める期間とする。

- 6 第2項又は第3項の規定により家賃又は敷金を減額する場合において、その減額の額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を100円に切り上げる。

(家賃又は敷金の減免等の手続)

第11条 条例第15条の規定による家賃の減免若しくは徴収の猶予又は条例第18

条第2項の規定による敷金の減免又は徴収の猶予を受けようとする入居者は、町営住宅家賃敷金減免・徴収猶予申請書(様式第10号)に該当申請の理由を証する書類を添えて町長に申請しなければならない。

(使用の継続)

第12条 入居者が、入居期間を満了し引き続いて町営住宅を使用しようとするときは、町営住宅継続使用許可申請書(様式第11号)を提出して、町長の許可を受けなければならない。

(増築又は模様替)

第13条 入居者がその入居している町営住宅を増築し、又は模様替をしようとするときは町営住宅模様替(増築)許可申請書(様式第12号)を提出して、町長の許可を受けなければならない。ただし、入居者は当該町営住宅を明け渡すときは、自己の費用で原状回復しなければならない。

(駐車場使用の手続)

第14条 入居者又は同居者が町営住宅の駐車場を使用しようとするときは、町営住宅駐車場使用許可申請書(様式第13号)を提出して、町長の許可を受けなければならない。

(収入超過者及び高額所得者に対する通知)

第15条 町長は、町営住宅の入居者が次の各号の一に該当するときは、当該各号に規定する通知書により、収入超過者又は高額所得者に認定した旨、当該入居者に係る認定収入額及びこれに基づく家賃の額を通知するものとする。

(1) 条例第28条第1項の規定に該当する場合 収入超過者認定通知書(様式第14号)

(2) 条例第28条第2項に規定に該当する場合 高額所得者認定通知書(様式第15号)

2 条例第28条第3項の規定により意見を述べようとする収入超過者又は高額所得者は、収入認定に対する意見書にその理由を証する書類を添えて、前項の通知書、収入超過更正通知書(様式第16号)、高額所得更正通知書(様式第17号)が到

達した日から起算して60日以内に町長に申し出なければならない。

3 町長は、条例第28条第3項の更正をしたときは、収入超過更正通知書又は高額所得更正通知書により当該入居者に通知するものとする。

(高額所得者に対する明渡し)

第16条 町長は、条例第31条第1項の規定により高額所得者に対し、町営住宅の明渡しを請求するときは、高額所得者町営住宅明渡し請求書(様式第18号)によるものとする。

(町営住宅建替事業による明渡し請求)

第17条 町長は、条例第36条第1項の規定により町営住宅建替事業の施工に伴う明渡しを請求するときは、町営住宅建替事業に伴う町営住宅明渡し請求書(様式第19号)によるものとする。

(不正行為入居等による明渡し請求)

第18条 町長は、条例第41条第1項第1号から第7号までの規定により明渡しを請求するときは、町営住宅明渡し請求書(様式第20号)によるものとする。

(住宅管理委員会)

第19条 住宅管理委員会は、町議会総務文教常任委員会委員をもって充て、町営住宅の管理について町長の諮問に応ずる。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。



長野原町町営住宅入居申込書

長野原町長 様

申込日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

私は、長野原町町営住宅管理条例に基づく町営住宅に入居したいので申し込みます。

なお、この申込書の記載内容が事実と相違するとき、又は申込者(同居する者を含む。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77条)第2項第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であるときは、入居予定者の承認を取り消されても異議ないことを誓約致します。

また、入居承認の上は申込者(同居する者含む。)が暴力団であるか否かの確認のため、群馬県警本部に照会がなされることに同意し、暴力団員であることが判明したときは、速やかに当該町営住宅を明け渡すことを誓約致します。

申 込 者	
個人番号	<input type="text"/>
住 所 〒	<input type="text"/>
氏 名	<input type="text"/>
電話番号	<input type="text"/>
携帯番号	<input type="text"/>

入居希望団地							
勤務先名称				勤務先電話番号			
勤務先住所	〒						
緊急連絡先氏名			電話番号			続柄等	
外国の方	在留資格：		在留期間：		年		
現に同居し又は同居しようとする親族	個人番号・氏名		性別	続柄	生年月日	年齢	勤務先名称又は学校等名称
	<input type="text"/>						
	フリガナ						
	氏 名						
	<input type="text"/>						
	フリガナ						
	氏 名						
	<input type="text"/>						
	フリガナ						
	氏 名						
	<input type="text"/>						
	フリガナ						
氏 名							

注 申込書に虚偽の記載があるときは、入居後でも決定が取り消されます。

1 申込理由

(1)現在の状況

・該当箇所を○で囲み所要事項を記入して下さい。

住んでいる住宅	現在の状況	
① 県営住宅	① 部屋が狭い	畳数 畳(洋間含む)÷使用人数 名=1人平均 畳
② 市町村営住宅	② 家賃が高い	月額 円÷畳数 畳(洋間含む)= 1畳あたり 円
③ 民間の賃貸住宅	③ 通勤時間に片道2時間以上かかる(通勤までの経路)	片道通常 時間 分 経路 (乗り換え時間は10分とする)
④ 社宅・寮	④ 結婚後の居住がない	婚姻届けの提出予定 年 月 日
⑤ 家族と同居	⑤ 非住宅建物	建物の概要
⑥ その他	⑥ ほかの世帯と同居(親子等は除く)	台所 ・ 便所 ・ 浴室 (共同 世帯)
	⑦ 正当な立ち退き要求を受けている	理由
	⑧ その他、住宅を必要とする理由	

(2)特記事項

---



---



---

2 誓約事項

(1)入居の際に改めて所得等に関する証明書等の請求を受けた場合は、改めて指定の書類を提出します。

(2)前記の書類による再審査の結果、入居基準に適合せず若しくは入居資格を失い、または希望団地に入居できない等の判断が出た場合はそれに従い、一切異議を申し立てません。

様式第2号（第5条関係）

請 書

長野原町長 様

入居者 氏名 実印

〒

身元引受人 住所

氏名 実印  
続柄  
電話番号

下記のとおり入居を許可されましたから、長野原町町営住宅管理条例及び長野原町町営住宅管理条例施行規則を誠実に遵守し義務を履行します。

記

1. 所在地 群馬県吾妻郡長野原町大字 番地
2. 住宅名 長野原町町営住宅
3. 住宅使用料 1月額 金 円
4. 敷金額 3か月分 金 円（入居前に納入）
5. 入居期間 年 月 日 から  
年 月 日 まで

※添付書類

- (1) 入居者の印鑑証明書
- (2) 身元引受人の印鑑証明書

様式第3号(第6条関係)

身元引受人変更承認願

年 月 日

長野原町長 様

町営住宅  
入居者氏名

次のとおり変更したいので関係書類を添えてお届けします。

変更しようとする身元引受人	本 籍	
	住 所	
	氏 名	
	生年月日	
	職 業	
	勤 務 先	
変更の理由		

注 本書に、変更しようとする身元引受人の連署した請書を添えて提出してください。

様式第4号(第7条関係)

町営住宅同居許可申請書

住 所 長野原町大字 番地 \_\_\_\_\_  
団地名 \_\_\_\_\_  
使用者名 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

1. 同居させようとする者

使用者との続柄	氏 名	性 別	生 年 月 日	職 業	月 収 額	本 籍
					円	

2. 同居させようとする理由

上記のとおり同居させたいので許可くださるよう申請いたします。

年 月 日

氏 名 \_\_\_\_\_

様式第5号(第8条関係)

町営住宅入居承継承認申請書

住 所 長野原町大字 番地 \_\_\_\_\_  
団地名 \_\_\_\_\_  
使用者名 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

1. 承継する者

申請者との続柄	氏 名	性 別	生 年 月 日	職 業	月 収 額	本 籍
					円	

2. 承継する理由

上記のとおり承継したいため許可くださるよう申請いたします。

年 月 日

氏 名 \_\_\_\_\_

様式第 6 号(第 9 条関係)

長野原町長 様

## 収入申告書

年 月 日

公営住宅法第 16 条第 1 項及び第 28 条第 2 項の規定に基づき、  
年 月 日から 年 月 日までの収入(所得金額)を次のとおり申告します。

住宅番号	
住宅名称	
氏名	
電話番号	
勤務先名称	
勤務先電話番号	

(フリガナ) 氏 名	続柄	生年月日	同居 別居	勤務先又は 事務所名称	所得金額

控除該当項目					
扶養		障害		本人	
老人	特定	普通	特別	寡婦	ひ親
老人	特定	普通	特別	寡婦	ひ親
老人	特定	普通	特別	寡婦	ひ親
老人	特定	普通	特別	寡婦	ひ親
老人	特定	普通	特別	寡婦	ひ親
老人	特定	普通	特別	寡婦	ひ親
老人	特定	普通	特別	寡婦	ひ親
老人	特定	普通	特別	寡婦	ひ親
老人	特定	普通	特別	寡婦	ひ親
老人	特定	普通	特別	寡婦	ひ親
老人	特定	普通	特別	寡婦	ひ親

一般扶養	老人扶養	特定扶養	障害者	特別障害者	寡婦	ひとり親

- 注1) 記入上の注意事項に従って記入してください。
- 注2) 太枠の中を記入してください。
- 注3) 電算入力の場合、なるべく手書き(楷書)で記入してください。

様式第7号(第9条関係)

## 家賃通知書

長建発 第 号  
年 月 日

住宅番号  
団地名

長野原町長

様

長野原町町営住宅の使用料を下記のとおり通知します。

認定年度	年度
------	----

所得額合計	控除額合計	認定月額
円	円	円

現行家賃
円

続柄	収入(控除)該当者	所得額

家賃月額	適用開始年月
円	年 月



様式第8号(第9条関係)

収入認定に対する意見書

長野原町長 様

提出年月日												
住所												
住宅名												
入居者	個人番号											
	(フリガナ)											
	氏名											
	電話番号											

次のとおり私の収入月額に変動が生じたので長野原町町営住宅管理条例第14条第4項の規定により再認定してください。

認定年度	年度	認定月額	円	現行家賃	円
------	----	------	---	------	---

変更のあった者の 個人番号・氏名	続柄	変更区分				
		出生	死亡	転出	退職等	その他
フリガナ 氏名						
フリガナ 氏名						
フリガナ 氏名						
フリガナ 氏名						
フリガナ 氏名						

注 1 事実を証する書類を添付してください。

(※個人番号の利用により書類の添付を省略できる場合があります。)

様式第9号(第9条関係)

## 家賃更正通知書

年 月 日

住宅番号  
団地名

様

長野原町長

長野原町町営住宅管理条例第14条の規定により、下記のとおり更正したので通知いたします。

認定年度 年度

更正前

所得合計	控除額合計	認定月額	更正前家賃
円	円	円	円

更正後

所得合計	控除額合計	認定月額	更正後家賃
円	円	円	円

適用開始年月日 年 月 日

NO	続柄	収入(控除)該当者	所得種類	所得額(円)	控除種類	控除額(円)

- 注 1. 「所得種類」欄の数字は次のとおりです。
- ① 給与 ② 営業 ③ 農業 ④ その他の事業 ⑤ 年金・恩給(65歳未満)
  - ⑥ 年金・恩給(65歳以上) ⑦ その他
2. 「控除の種類」欄の記号は次のとおりです。
- b. 寡婦(夫) c. 老年者 d. 老人 e. 障害者 f. 特別障害者 g. 寡婦(夫)である障害者 h. 寡婦(夫)である特別障害者 j. 老年者である障害者 k. 老年者である特別障害者 l. 老人で障害者 m. 老人で特別障害者 n. 特定扶養親族 p. 障害者である特定扶養親族 q. 特別障害者である特定扶養親族
3. この家賃更正に異議がある場合は、この通知書が到達の日から起算して60日以内に異議を申し出ることができます。

様式第 10 号(第 11 条関係)

町営住宅 家賃・敷金 減免徴収猶予申請書

長野原町長 様

提出年月日													
住所													
住宅名													
入居者	個人番号												
	(フリガナ)												
	氏名												
	電話番号												

次のとおり 家賃・敷金 の 減免・徴収猶予 を受けたいので申請します。

申請時の家賃等	円	敷金額	円
申請理由 該当する番号を ○で囲んでくだ さい。	1 申請者の世帯 (1) ひとり親世帯 (2) 高齢者世帯 (3) 障害者世帯 (4) その他 2 減免等の理由 (1) 所得額が別に定める額以下である。 (2) 長期療養による。 (2) 災害等による。 (4) 家賃額が生活保護の住宅扶助料を超えてい る。 (5) 入院により住宅扶助料の支給を停止された。 (6) その他 ( )		
減免等の 希望期間	年 月 ~ 年 月	申請時に減免等を受け ている場合はその期間	年 月 ~ 年 月

個人番号・氏名	続柄	生年月日	年齢	勤務先及び職種	年間総収入
フリガナ 氏名					
フリガナ 氏名					
フリガナ 氏名					

フリガナ 氏名																
フリガナ 氏名																
フリガナ 氏名																
特別控除に該当する者 の氏名				障害者				老人扶養親族 (70歳以上)		老年者 (65歳以上)		寡婦(夫)				
添付書類		1 入居者親族の中で収入のある方全員の市町村の発行する最近の所得課税証明 (所得と扶養控除が分かる書類) 2 入居親族及び扶養親族全員の住民票 3 減免等の理由を証する書類 (※個人番号の利用により書類の添付を省略できる場合があります。)														

町営住宅継続使用許可申請書

住所 \_\_\_\_\_  
団地名 \_\_\_\_\_  
使用者名 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

1. 使用満了年月日           年   月   日  
2. 使用継続期間           年   月   日から           年   月   日まで

世帯の状況

使用者との続柄	氏           名	生 年 月 日	職           業	月 収 額	備           考
世 帯 主				円	

上記のとおり継続して使用したいので許可くださるよう申請いたします。

年   月   日

長野原町長                   様

氏 名 \_\_\_\_\_

様式第 12 号 (第 13 条関係)

町営住宅模様替 (増築) 許可申請書

住 所 長野原町大字 番地 \_\_\_\_\_  
団地名 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

1. 模様替 (増築) の内容、目的及びその理由

内容.....

.....

目的及びその理由.....

.....

2. 工期

年 月 日 から 年 月 日 まで ( 日間)

上記のとおり模様替 (増築) したいので、許可くださるよう別紙仕様書及び図面を添えて申請いたします。

年 月 日

氏 名 \_\_\_\_\_

長野原町長 様

様式第 13 号(第 14 条関係)

町営住宅駐車場使用許可申請書

年 月 日

長野原町長 様

申請者

住 所

氏 名

入居団地名

町営住宅に入居し、団地内駐車場を 台分使用したいので許可くださるよう  
申請致します。



様式第 14 号(第 15 条関係)

様

### 収入超過者認定通知書

年 月 日

住 宅 番 号

長 野 原 町 長

様

さきの収入申告の結果、あなたの世帯の収入額(認定月額)は、長野原町町営住宅管理条例第 5 条第 1 項第 2 号に規定する基準を超過していますので、同条例第 29 条の規定により住宅を明渡すよう努めてください。

なお、継続して入居する場合には、割増賃料(加算額)を支払うことになります。

認定年月日	年 月 日	
所得額合計	控除額合計	認定月額
円	円	円

続柄	収入該当者	所得額

家賃月額	適用開始年月

#### 備考

この収入超過者認定に異議がある場合は、この通知書が到達した日から 60 日以内に所定の用紙により意見を述べることができます。

また、本人若しくは同居親族の異動、失・退職等により基準を超過しなくなった場合や収入が減少した場合にも意見を述べるすることができます。

様式第 15 号(第 15 条関係)

様

## 高額所得者認定通知書

年 月 日

住 宅 番 号

長 野 原 町 長

様

さきの収入申告の結果、あなたの世帯の収入額(認定月額)は、公営住宅法施行令第 9 条第 1 項に規定する金額を超過しており、また現住宅に引続き 5 年以上入居していますので長野原町町営住宅管理条例第 28 条第 2 項の規定によりあなたを高額所得者に認定します。

### 記

認定年月日	年	月	日
所得額合計	控除額合計	認定月額	
円	円	円	

続柄	収入該当者	所得額

### 備考

- ・この高額所得者認定に異議がある場合は、この通知書が到達した日から 60 日以内に所定の用紙により意見を述べることができます。
- ・高額所得の認定を受けた入居者は、長野原町町営住宅管理条例第 31 条に規定する住宅の明渡請求があった場合には、速やかに当該住宅を明渡さなくてはなりません。

様式第 16 号(第 15 条関係)

## 収 入 超 過 更 正 通 知 書

年 月 日

住宅番号  
団地名

様

長野原町長

収入超過者認定については、下記のとおり更正したので通知いたします。

認定年度	年度
------	----

更正前

所得合計	控除額合計	認定月額	更正前家賃
円	円	円	円

更正後

所得合計	控除額合計	認定月額	更正後家賃
円	円	円	円

適用開始年月日	年 月 日
---------	-------

NO	続柄	収入(控除)該当者	所得種類	所得額(円)	控除種類	控除額(円)

注 1. 「所得種類」欄の数字は次のとおりです。

- ① 給与 ② 営業 ③ 農業 ④ その他の事業 ⑤ 年金・恩給(65歳未満)  
⑥ 年金・恩給(65歳以上) ⑦ その他

2. 「控除の種類」欄の記号は次のとおりです。

- b. 寡婦(夫) c. 老年者 d. 老人 e. 障害者 f. 特別障害者 g. 寡婦(夫)である障害者 h. 寡婦(夫)である特別障害者 j. 老年者である障害者 k. 老年者である特別障害者 l. 老人で障害者 m. 老人で特別障害者 n. 特定扶養親族 p. 障害者である特定扶養親族 q. 特別障害者である特定扶養親族

3. この収入超過更正に異議がある場合は、この通知書が到達の日から起算して60日以内に異議を申し出ることができます。

また、本人又は同居人の異動、退職等により所得基準を超過しなくなったとき又は減少したときも異議を申し出ることができます。

様式第 17 号(第 15 条関係)

## 高 額 所 得 更 正 通 知 書

年 月 日

住宅番号  
団地名

様

長野原町長

高額所得者認定については、下記のとおり更正したので通知いたします。

認定年度	年度
------	----

更正前

所得合計	控除額合計	認定月額	更正前家賃
円	円	円	円

更正後

所得合計	控除額合計	認定月額	更正後家賃
円	円	円	円

適用開始年月日	年 月 日
---------	-------

NO	続柄	収入(控除)該当者	所得種類	所得額(円)	控除種類	控除額(円)

注 1. 「所得種類」欄の数字は次のとおりです。

- ① 給与 ② 営業 ③ 農業 ④ その他の事業 ⑤ 年金・恩給(65歳未満)  
⑥ 年金・恩給(65歳以上) ⑦ その他

2. 「控除の種類」欄の記号は次のとおりです。

- b. 寡婦(夫) c. 老年者 d. 老人 e. 障害者 f. 特別障害者 g. 寡婦(夫)である障害者 h. 寡婦(夫)である特別障害者 j. 老年者である障害者 k. 老年者である特別障害者 l. 老人で障害者 m. 老人で特別障害者 n. 特定扶養親族 p. 障害者である特定扶養親族 q. 特別障害者である特定扶養親族

3. この収入超過更正に異議がある場合は、この通知書が到達の日から起算して60日以内に異議を申し出ることができます。

また、本人又は同居人の異動、退職等により所得基準を超過しなくなったとき又は減少したときも異議を申し出ることができます。

様式第 18 号(第 16 条関係)

高額所得者町営住宅明渡請求書

第 号  
年 月 日

住 所  
団地名  
氏 名 様

長野原町長

あなたは、 年 月 日付けで通知したとおり、長野原町町営住宅管理条例第 28 条第 2 項に定める高額所得者に該当したので、同条例第 31 条第 1 項の規定により、次の期日が到来したときは速やかに当該町営住宅を明け渡してください。

明渡し期日 年 月 日

様式第 19 号(第 17 条関係)

町営住宅建替事業に伴う町営住宅明渡請求書

第 号  
年 月 日

住 所  
団地名  
氏 名 様

長野原町長

あなたが入居している町営住宅は、建替えのため除却することになりましたので、次の期日が到来したときは速やかに当該町営住宅を明け渡してください。

明渡し期日 年 月 日

注 あなたが他の町営住宅又はこの建替事業により新たに建設される町営住宅に入居を希望されるときは、入居の申し込みをしてください。



様式第 20 号(第 18 条関係)

町営住宅明渡請求書

第 号  
年 月 日

住 所  
団地名  
氏 名 様

長野原町長

あなたは、長野原町町営住宅管理条例第 41 条第 項の規定に該当したので、  
次の期日が到来したときは速やかに当該町営住宅を明け渡してください。

明渡し期日 年 月 日